

検査により、上記の趣旨は十分実現されるものと考えられます。

エ 当社による再販売
返品された商品は、

を考慮しております。

(3) 新事業活動を実施する場所

本サイト「orosy」を想定しております。

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

具体的な期限等はございませんが、速やかに本サービスを展開したいと考えております。

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

① 古物営業法（以下「法」といいます。）

第2条第1項 この法律において「古物」とは、一度使用された物品（鑑賞的美術品及び商品券、乗車券、郵便切手その他政令で定めるこれらに類する証票その他の物を含み、大型機械類（船舶、航空機、工作機械その他これらに類する物をいう。）で政令で定めるものを除く。以下同じ。）若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。

第2条第2項 この法律において「古物営業」とは、次に掲げる営業をいう。

一 古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であつて、古物を売却すること又は自己が売却した物品を当該売却の相手方から買い受けることのみを行うもの以外のもの

二 古物市場（古物商間の古物の売買又は交換のための市場をいう。以下同じ。）を経営する営業

三 古物の売買をしようとする者のあつせんを競りの方法（政令で定める電子情報処理組織を使用する競りの方法その他の政令で定めるものに限る。）により行う営業（前号に掲げるものを除く。以下「古物競りあつせん業」という。）

第2条第3項 この法律において「古物商」とは、次条の規定による許可を受けて前項第一号に掲げる営業を営む者をいう。

第3条 前条第二項第一号又は第二号に掲げる営業を営もうとする者は、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

(1) 「古物」該当性について

ア 本件では、本サービスを行うことについて、対象とする商品が法第2条第1項に規定される「古物」にあたるものではなく、古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業ではないものとして同条第2項に規定される「古物営業」に該当せず、その営業にあたり同法第3条に規定される都道府県公安委員会の許可を得る必要が

ないことを確認したいと考えております。

イ 同法上「古物」とは、法第2条第1項規定の①「一度使用された物品（鑑賞的美術品及び商品券、乗車券、郵便切手その他政令で定めるこれらに類する証票その他の物を含み、大型機械類（船舶、航空機、工作機械その他これらに類する物をいう。）で政令で定めるものを除く。以下同じ。）」、②「使用されない物品で使用のために取引されたもの」又は③「これらの物品に幾分の手入れをしたもの」のいずれかをいうものとされています。

上記各定義に関しては、後述の解釈通達があるものの、内容が不明確であり、該当性の判断が困難な面もあることから、該当性を確認させていただきたいと考えております。

(2) ①一度使用された物品に該当しないこと

まず、本サービスにおいて取引が想定される商品は、「一度使用された物品」に該当しないと考えます。これについては、「使用」とは、物品をその本来の用法に従って使用することをいうとされていますが（「古物営業関係法令の解釈基準等について」平成7年9月11日警察庁丁生企発第104号警察庁生活安全局生活安全企画課長から各管区警察局保安（公安）部長、警視庁生活安全部長殿、各道府県警察本部長、各方面本部長あて 以下「解釈通達」といいます。）、上記のとおり、そもそも本サービスを展開する本サイトは、インターネット上の事業者間の商品に関する取引、具体的には「orosy」というサービス名称のとおり、卸売り販売における仕入れ取引を想定したECサイトです。取り扱う商品は、いずれ他の事業者により本サイト外の市場において一般消費者に流通することが想定される小売業者（バイヤー）向けのものであり、基本的に新品のみが想定されます。また、本サイト利用規約上も、バイヤー、サプライヤー問わず、会員は事業者に限られており（バイヤー利用規約及びサプライヤー利用規約第2条 <https://retailer.orosy.com/>）、会員登録時にもこの点は確認されますので、一般消費者がバイヤーとなることはなく、一般消費者に一度使用されたものが混在することはありません。そのため、既に使用された中古のものが流通することはありません。さらに、上記3. (2) ウのとおり、

検査により厳重に精査されます。よって、「一度使用された物品」に該当しないと考えます。なお、

(3) ②「使用されない物品で使用のために取引されたもの」に該当しないこと

ア また、本サービスにおいて取引が想定される商品は、「使用されない物品で使用のために取引されたもの」に該当しないと考えます。これについて、解釈通達では、「使用のために取引されたもの」について、「自己が使用し、又は他人に使用させる目的で購入等されたものをいう。」と定義した上で、「したがって、小売店等から一度でも一般消費者の手に渡った物品は、それが未だ使用されていない物品であっても「古物」に該当する。例えば、消費者が贈答目的で購入した商品券や食器セットは、「使用のために取引されたもの」に該当する。」との帰結が明記されています。

イ 本サービスは、上記のとおり、バイヤーが本サービス内でサプライヤーから購入した商品について、当社が買い手となり、バイヤーが本サービス内で支払った金額相当額でこれを購入することにより、返品を認めるものです。このように、返品目的で行う購入であるため、返品された商品を当社において使用することはありません。また、当社以外の第三者に対しては、これを再度譲渡又は売買することがあるとしても、そのまま使用させることは想定してはなりません。そのため、「自己が使用し、又は他人に使用させる目的で購入等されたもの」には該当しません。なお、解釈通達の「したがって」以下の内容は、「自己が使用し、又は他人に使用させる目的で購入等されたもの」の具体例の一つとも考えられますが、念のため該当しないか検討すると、

。よって、「使用されない物品で使用のために取引されたもの」に該当しないと考えます。

ウ もっとも、解釈通達の「自己が使用し、又は他人に使用させる目的で購入等されたもの

をいう。」という定義は、内容は不明確であり該当性の判断が難しいことに加え、続く「したがって」以下の内容も、法令の文言上一切登場しない「一般消費者」に関する言及がなされるといった点もあることから、②の該当性に関しては、特に確認したいと考えております。

(4) ③「これらの物品に幾分の手入れをしたもの」に該当しないこと

さらに、本サービスにおいて取引が想定される商品は、「これらの物品に幾分の手入れをしたもの」に該当しないと考えます。これについて、解釈通達では、「「幾分の手入れ」とは、物品の本来の性質、用途に変化を及ぼさない形で修理等を行うことをいう。」とありますが、上記のとおり、本サイトで扱われる商品はいずれ本サイト外で消費者に販売される商品であり、梱包等が解かれていない新品が想定されていますので、修理等の手が加えられたものは予定されていません。また、上記3. (2) ウのとおり、

検査により嚴重に精査されます。

よって、かかる文言にも該当しません。なお、当社が再販売する場合、返品ポリシーが遵守されていることを当社で確認していることを保証することにより、再販売先に対しても「幾分の手入れをしたもの」が販売されないことを保証しています。

(5) 結語

以上のとおり、本サービスで取り扱われる商品は、上記①から③のいずれにも該当しないものと考えられます。そのため、本サービスにおいて、これを業として売買することについて、「古物を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業」には該当せず、法第3条に基づく「古物営業」の許可は必要ないものと考えますので、かかる見解が正しいものであるか確認したいと考えております。

7. その他
特になし

以上